昭和四十年度	六・六九〇	
昭和四十一年度	六・二八九	
昭和四十二年度	五・九〇九	
昭和四十三年度	五・五四九	
昭和四十四年度	五・二〇七	
昭和四十五年度	四・八八四	
昭和四十六年度	四・五七七	
昭和四十七年度	四・二八六	
昭和四十八年度	四・〇一一	
昭和四十九年度	三・七四九	
昭和五十年度	三・五〇二	
昭和五十一年度	三・二六七	
昭和五十二年度	三・〇四五	
昭和五十三年度	二・八三四	
昭和五十四年度	二・六三四	
昭和五十五年度	二・四四四	
昭和五十六年度	二・二六五	
昭和五十七年度	二・〇九五	
昭和五十八年度	一・九三三	
昭和五十九年度	一・七八〇	
昭和六十年度	一・六三五	
昭和六十一年度	一・四九八	
昭和六十二年度	一・三六八	
昭和六十三年度	一・二四四	
平成元年度	一・一二七	
平成二年度	一・〇一六	
平成三年度	〇・九一一	
平成四年度	〇・八一二	
平成五年度	〇・七一七	
平成六年度	〇・六二八	
平成七年度	〇・五四三	
平成八年度	〇・四六二	
平成九年度	〇・三八六	
平成十年度	〇・三一四	
平成十一年度	〇・二六三	
平成十二年度	〇・二一五	
平成十三年度	〇・一六八	
平成十四年度	〇・一二三	
平成十五年度	〇・一〇七	
平成十六年度	〇・〇九一	
平成十七年度	〇・〇七二	
平成十八年度	〇・〇五四	
平成十九年度	〇・〇三八	
平成二十年度	〇・〇二四	
平成二十一年度	〇・〇一二	

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十八号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号を次のように改める。

二　給付金支給単位期間における日数（当該給付金支給単位期間内に次のイからハまでに掲げる日数がある場合にあっては、当該日数）が二十八日未満である給付金支給単位期間　三千五百八十円に当該給付金支給単位期間における日数を乗じて得た額

イ　認定職業訓練等を受講する者が雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者その他これに類する者（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条の規定による退職手当その他これに準ずる他の法令、条例、規則等に基づく退職手当の支給を受けることができるものをいう。）でなくなった日、当該認定職業訓練等を受講する者と同居の若しくは生計を